

## 自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）

### ◆別表第一

等 級	介護を要する後遺障害
第一級	一 神経系統の機能、又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

### ◆別表第二

等 級	後 遺 障 害
第一級	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 四 両上肢の用を全廃したもの 五 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 六 両下肢の用を全廃したもの